5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第762号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年11月13日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 25 年５月 13 日
関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　株式会社スコット
2．住所　埼玉県さいたま市見沼区南中丸789―７（旧住所：埼玉県さいたま市桜区道場709―１アステックビル２Ｆ）
3．代表者の氏名　代表取締役社長　服部　安晴
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第804号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年11月13日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 25 年５月 13 日
関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　Rogers Investment Advisors 株式会社
2．住所　東京都港区芝公園３―４―30―32芝公園ビル７階
3．代表者の氏名　代表取締役　エドワード・ロジャーズ
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1159号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年11月13日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 25 年５月 13 日
関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　株式会社グローバルパートナーClub
2．住所　東京都港区元赤坂１―４―21赤坂パレスビル３階
3．代表者の氏名　代表取締役　安蔵　基訓
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2209号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年11月13日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 25 年５月 13 日
関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の名称　パッカード・フランク
2．住所　東京都千代田区麹町１―５―４―904号室
3．代表者の氏名　パッカード・フランク
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2387号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年11月13日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 25 年５月 13 日
関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　Ｊ―フロンティア・インベストメンツ株式会社
2．住所　東京都千代田区九段南２―５―１Ｔｏｂｕｎｓｈａ　ＢＬＤＧ．２階
3．代表者の氏名　代表取締役　岩田　正隆
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2555号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年11月13日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 25 年５月 13 日
関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　東洋投資顧問株式会社
2．住所　神奈川県横浜市港南区笹下６―１―21
3．代表者の氏名　代表取締役　小林　法雄
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2658号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年11月13日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 25 年５月 13 日
関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者の登録取消し処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、次のとおり同法第29条の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。
記
1．商号　ＭＲＩ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ，ＩＮＣ．
2．営業所　アメリカ合衆国ネヴァダ州ラスベガス市サウスヂュランゴ通り5330
3．登録番号　関東財務局長（金商）第1881号
4．登録年月日　平成20年６月４日
5．登録の取消年月日　平成25年４月26日
平成 25 年５月 13 日
関東財務局長　坂本　正喜

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成２５年（家）第３１１号
東京都町田市森野４丁目19番６号
申立人　渡邉　孝子
本籍栃木県足利市板倉町1188番地、最後の住所栃木県足利市山下町1490番地　春日団地120―１、死亡の場所栃木県足利市、死亡年月日平成22年７月21日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和23年６月１日、職業不明
被相続人　亡　三ツ俣枝美
事務所栃木県足利市永楽町９番地４号　大脇ビル２階　弁護士法人小沼総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小沼　正毅
宇都宮家庭裁判所足利支部